

四日市市障害者体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月13日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第32号

四日市市障害者体育センター条例の一部を改正する条例

四日市市障害者体育センター条例（平成15年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(センターの管理)</p> <p>第5条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、障害者及びその保護者が構成員である<u>団体又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、別に定める障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者のうち、市内に主たる事務所を有する法人であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）</u>に行わせることができる。</p>	<p>(センターの管理)</p> <p>第5条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、障害者及びその保護者が構成員であり、市内に主たる事務所を有する法人であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の四日市市障害者体育センター条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(健康福祉部障害福祉課)